



埼玉県報

第 2 5 4 1 号
平成 2 5 年 1 1 月 5 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [幸手都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [上尾都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口金山町12番地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 N A K E D H E A R T S P O R T S

三 代表者の氏名

米橋 慶子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市片山一丁目三番九号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域住民に対して、スポーツに関する事業を行い、地域住民の健康促進及びスポーツの振興・発展、青少年の健全育成、交流、豊かな高齢化社会の創造及び豊かなまちづくりを目標とし、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域住民に対して、スポーツ及び子育て支援に関する事業を行い、地域住民の健康促進及びスポーツの振興・発展、青少年の健全育成、交流、豊かな高齢化社会の創造、子育てしやすい環境の整備並びに豊かなまちづくりを目標とし、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百二十八号

加須市から幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画道路三・四・七中山道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部

まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十五年十一月五日から平成二十五年十一月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千五百四十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、川口金山町12番地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 永瀬 正壽

住所 埼玉県川口市飯塚二丁目二番十一二〇二号ドリームタワーキュアレジデ
ンス

告 示

埼玉県教委告示第三十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年十一月五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十五年十一月十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教科用図書採択地区の変更について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第百八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、幸手市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十五年十一月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	幸手市勤労福祉会館
所在地	埼玉県幸手市中三丁目一番三十五号
管理者	幸手市長
収容人員	九十人

告示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、草加市選挙管理委員会から次のとおり名称及び所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
草加市立瀬崎コミュニティセンター	(旧)埼玉県草加市瀬崎町千三百五十二番地三 (新)埼玉県草加市瀬崎六丁目六番二十二号	草加市長	二百人
(旧)高砂コミュニティセンター (新)草加市立高砂コミュニティセンター	埼玉県草加市中央一丁目二番五号	草加市長	百八十人

告示

埼玉県選管告示第百十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、幸手市選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	幸手市コミュニティセンター	
所在地	（旧）埼玉県幸手市香日向四丁目九百番六十七	（新）埼玉県幸手市香日向四丁目五番二号
管理者	幸手市長	
収容人員	二百五十人	

告示

埼玉県選挙管告示第百一十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、鶴ヶ島市選挙管理委員会から次のとおり収容人員の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	鶴ヶ島市女性センター
所在地	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折千九百二十二番地七
管理者	鶴ヶ島市長
収容人員	(旧)三百五十人 (新)二百九十三人

告示

埼玉県選挙管告示第百二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、吉川市選挙管理委員会から次のとおり所在地の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	吉川市民交流センター おあしす		収容人員
所在地	(旧)埼玉県吉川市きよみ野 一丁目一	(新)埼玉県吉川市きよみ野 一丁目一番地	三百十人
管理者	吉川市長		

告 示

埼玉県選挙管告示第百十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、白岡市選挙管理委員会から次のとおり名称、所在地及び管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十五年十一月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
(旧) 白岡町勤労者体育センター	(旧)埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目二百番地二	(旧) 白岡町長	三百七十
(新) 白岡市勤労者体育センター	(新)埼玉県白岡市新白岡三丁目二百番地二	(新) 白岡市長	四人